



2025年2月13日

各位

上場会社名 株式会社レゾナック・ホールディングス  
コード番号 4004 東証プライム市場  
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀仁  
問合せ先 ブラント・コミュニケーション部長 尾縣 香名子  
TEL (03) 6263 - 8002

## 役員報酬制度の改定に伴う取締役の報酬額（金銭）改定ならびに 株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の改定に伴う金銭による取締役の報酬額改定、ならびに株式報酬制度の一部改定に関する議案を2025年3月26日開催予定の第116回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 改定の背景および目的

当社は、世界トップクラスの機能性化学メーカーへ変革することを目指し、事業ポートフォリオの見直しや成長事業への集中投資を急ピッチで推し進めております。「世界で戦える会社」に相応しい魅力的な処遇を実現し、優秀な経営人材を獲得・保持するため、2025年度より、グローバル事業を中核に据える大手製造業企業を意識した報酬水準・報酬体系に移行することを目的として、役員報酬制度について、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に改定することを決議し、金銭による取締役の報酬額改定、ならびに株式報酬制度の一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

報酬制度改定の概要については、後述「<ご参考1：取締役および執行役員の報酬制度改定の概要>」をご参照ください。

### 2. 取締役の報酬額（金銭）改定

当社の取締役の金銭による報酬額は、2022年3月30日開催の第113回定時株主総会において年額850百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）としてご承認いただいております。

今般、独立社外取締役が過半を占める報酬諮問委員会における審議も踏まえ、グローバル事業を中核に据える大手製造業企業を中心に事業や人材獲得において競合する他社の動向、当社グループが担う社会的役割や責任の大きさ、ならびに経営環境の変化等を勘案し、取締役に対する基本報酬および取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）に対する短期業績連動報酬額を年額1,100百万円以内（うち社外取締役分は年額150百万円以内）と改定いたします。

### 3. 株式報酬制度の一部改定

#### (1) 改定の概要

当社は、2016年3月30日開催の第107回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます）および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「旧BBT制度」といいます）の導入についてご承認いただいております。その後2022年3月30

日開催の第113回定時株主総会において旧BBT制度の一部改定のご承認をいただき（以下、上記株主総会決議による改定後の制度を「現行BBT制度」といいます）、今日に至っております。

今般、役員報酬制度の改定に伴い、現行BBT制度の一部を改定（以下、「新BBT制度」といいます）するとともに、同様に株式給付信託を利用し、取締役等に退任までの間の譲渡制限が付された株式を給付する株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下、「BBT-RS制度」といいます）を導入いたします（以下、「新BBT制度」と「BBT-RS制度」を合わせて「本制度」といい、本制度に関する議案を「本議案」といいます）。

## (2) 改定後の本制度の具体的な内容

### 1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます）を通じて取得され、取締役および執行役員（以下、「取締役等」といいます）に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

#### ・新BBT制度

取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。新BBT制度への改定に伴い、現行BBT制度において取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）に付与済みのポイント（旧BBT制度より引き継いだポイントを除きます。旧BBT制度より引き継いだポイントについては下記BBT-RS制度の記載をご参照ください）については、本議案の承認可決を条件に、本株主総会后、当社が別途定める時期に当社株式等として給付いたします。なお、現行BBT制度においては当社株式のみの給付であったところ、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付いたします。

#### ・BBT-RS制度

取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）の退任時となります。また、非業務執行取締役および社外取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、非業務執行取締役および社外取締役は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付は受けません。BBT-RS制度の導入に伴い、現行BBT制度において取締役等に付与済みのポイントのうち、旧BBT制度より引き継いだポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本株主総会后、当社が別途定める時期に当社株式等として給付いたします。BBT-RS制度において、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記(3)のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任（ただし、取締役等を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役の退任とします。以下、断りがない限り、本議案において同じとします）までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## 2) 本制度の対象者

取締役（監査役は、本制度の対象外とします）および執行役員

## 3) 信託期間

2016年5月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します）

## 4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2016年12月末日で終了した事業年度から2018年12月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます）およびその後の各対象期間を対象として現行BBT制度を導入しております。当社は、現行BBT制度に基づき、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に400百万円を本信託に拠出しており、その後、2024年2月に1,676百万円を追加拠出してしております。当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします（ただし、旧BBT制度および現行BBT制度において付与済みのポイントに係る給付を除きます）。

また、本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、原則として、各対象期間に取締役分として2,200百万円（うち社外取締役分として100百万円）、執行役員分として1,350百万円を上限として追加拠出を行うものとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます）および金銭（以下、合わせて「残存株式等」といいます）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## 5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記6)のとおり、1事業年度当たり730,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、2,190,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

## 6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、各取締役等の役職および当社株式の時価により算出される役職別基準ポイントが設定されます。以下の通り、このように設定された役職別基準ポイントに一定の係数を乗じる等の調整を加えて取締役等に付与されるポイント数が確定します。

#### ・新 BBT 制度

設定後 3 年が経過した後に、当該 3 年間の TSR (Total Shareholder Return : 株主総利回り) に係る評価係数 (国内の化学業界等における相対 TSR 評価の順位および欧米の化学企業で構成する株価指数 (インデックス) 成長率との比較に応じて 0%~240% の範囲で予め設定するものとします) を乗じることにより確定ポイントとして各取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) に毎年付与されます。

#### ・BBT-RS 制度

設定後 1 年が経過するごとに、当該 1 年間のサステナビリティ評価に係る評価係数を乗じることにより確定ポイントとして各取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) に毎年付与されます。

確定ポイントとして各取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) に付与されたポイントの合計のうち金銭ポイント (役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付はせず、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付しますが、当該一定割合のポイントをいいます) に相当する信託財産内の当社株式につき、当社が行う剰余金の配当により配当金が生じた場合、当該剰余金の配当の効力発生日において、当該配当金を本信託の有する当社株式の 1 株当たりの帳簿価額で除した数 (1 未満の端数は切り捨てるものとします) のポイントを当該取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) に追加的に付与するものとします。

また、非業務執行取締役および社外取締役には、BBT-RS 制度のみにおいて、各事業年に関して、役員株式給付規程に基づき役職により定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数 (取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) に付与される確定ポイントと配当金が生じた場合に追加的に付加されるポイント、非業務執行取締役および社外取締役に付与される役職により定まるポイントを合計した数) の合計は取締役分として 410,000 ポイント (うち社外取締役分として 20,000 ポイント)、執行役員分として 320,000 ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記 7) の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます (ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います)。

また、取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数 (730,000 株) の発行済株式総数 (2024 年 12 月 31 日現在。自己株式控除後) に対する割合は約 0.4% です。

下記 7) の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします (以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます)。

#### 7) 当社株式等の給付

##### ・新 BBT 制度

受益者要件を満たした取締役等 (非業務執行取締役および社外取締役を除きます) は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 6) に記載のところに従って定められる「確定ポ

イント数」に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### ・BBT-RS 制度

受益者要件を満たした取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 6) に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。また、受益者要件を満たした非業務執行取締役および社外取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 6) に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。非業務執行取締役および社外取締役は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付は受けません。

なお、BBT-RS 制度において、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 (3) のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、株主総会において解任の決議をされた場合、役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合等、役員株式給付規程に定める場合には、未確定の役職別基準ポイントに係る確定ポイントを付与せず、または付与されたポイントの全部または一部失効させることがあります。取締役等の自己都合による退任の場合において、報酬諮問委員会が未確定の役職別基準ポイントに係る確定ポイントを付与せず、または付与されたポイントの全部または一部失効させることが相当と判断した場合も同様とします。また、不正行為等が生じた際には、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会の決議により、その行為等が生じた時期やそれが明らかになった時期等に応じて、受給権の消滅や報酬の返還請求等を行うことができるものとします。

#### 8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### 9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### 10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 9) により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### (3) 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

##### ①制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日（ただし、役員を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役を退任する日とします）までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

##### ②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

##### ③譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由または死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

##### ④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社を対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

#### <ご参考 1：取締役および執行役員の報酬制度改定の概要>

本株主総会にて取締役の報酬額（金銭）改定議案ならびに株式報酬制度の一部改定議案を承認可決いただいた場合における当社の取締役および執行役員の報酬制度改定の概要は以下の通りです。

## 1. 報酬構成・報酬水準

新制度における業務執行取締役および執行役員の報酬は、役位等によって決定する基本報酬（固定報酬）、毎期の業績に応じて変動する短期業績連動報酬（STI）、中長期の業績や企業価値に応じて変動する株式報酬（LTI）により構成します。株式報酬（LTI）は、3年間の業績・株価に応じて当社普通株式を交付する「パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）」および毎期のサステナビリティ評価に応じて譲渡制限付株式（RS）を交付する「業績連動型RS」で構成します。報酬水準については、グローバル事業を中核に据える大手製造業企業との比較を踏まえ、変動報酬（STI および LTI）を中心に増額改定します。

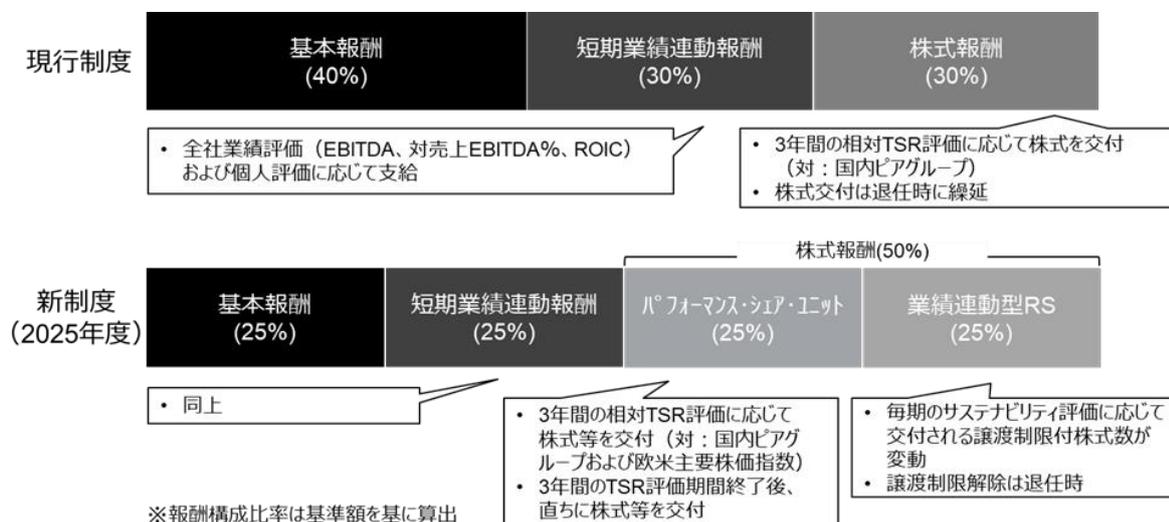
取締役会議長（社内取締役）および社外取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を意識した経営の監督・助言を促すため、基本報酬に加えて、業績条件の無い譲渡制限付株式（RS）を交付することとします。

参考図表 1 報酬等の種類と支給対象

報酬等の種類		支給対象	
金銭/非金銭	構成要素	業務執行取締役 執行役員	取締役会議長 社外取締役
金銭	基本報酬	○	○
	短期業績連動報酬(STI)	○	-
非金銭 (株式報酬：LTI)	パフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)	○	-
	業績連動型RS	○	-
	譲渡制限付株式(RS)	-	○

※業績連動型RSおよび譲渡制限付株式(RS)は2025年度より新たに導入するものです

参考図表 2 代表取締役社長の報酬構成比率等のイメージ（現行制度・新制度比較）

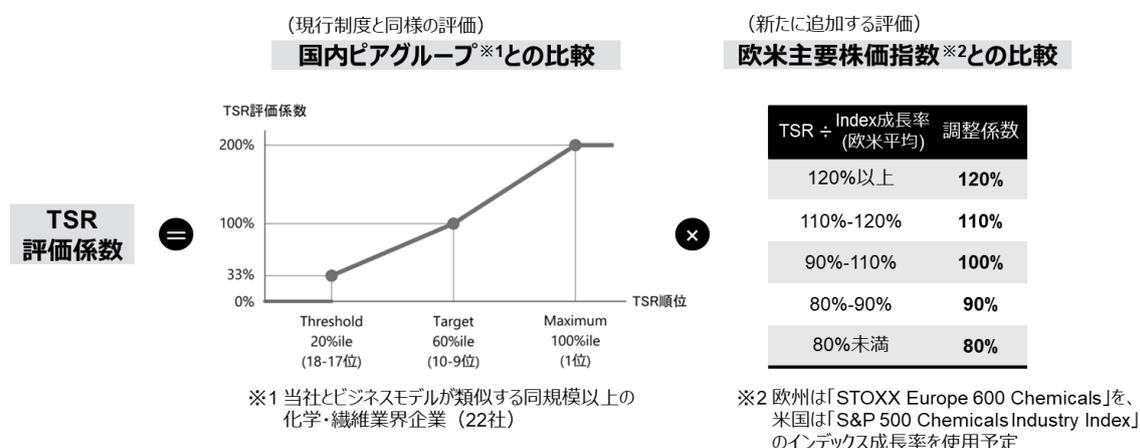


## 2. 株式報酬

### (ア) パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)

当社 PSU は、中長期的な企業価値の向上を目的として、役職別に定める基準額に応じた基準ポイントに3年間の当社 TSR (株主総利回り) に応じた係数 (0~240%) を乗じた数の株式等を交付する仕組みです。TSR 評価係数は、現行の当社 TSR (3年間) と国内ピアグループ (当社とビジネスモデルが類似する同規模以上の化学・繊維業界企業) との比較に加え、欧米の化学企業で構成する株価指数 (インデックス) 成長率との比較に応じて決定することとします。欧米の株価指数 (インデックス) は、客観性・透明性を担保するため、株主・投資家に広く認知されている代表的な指数を選定します。なお、改定後の PSU においては、3年間の TSR 評価期間終了後に、直ちに当社普通株式を交付することとし、交付株式数の 50% は時価相当額の現金で支給します。

参考図表3 2025年プラン (評価期間:2025年1月~2027年12月) における TSR 評価の概要



### (イ) 業績連動型 RS

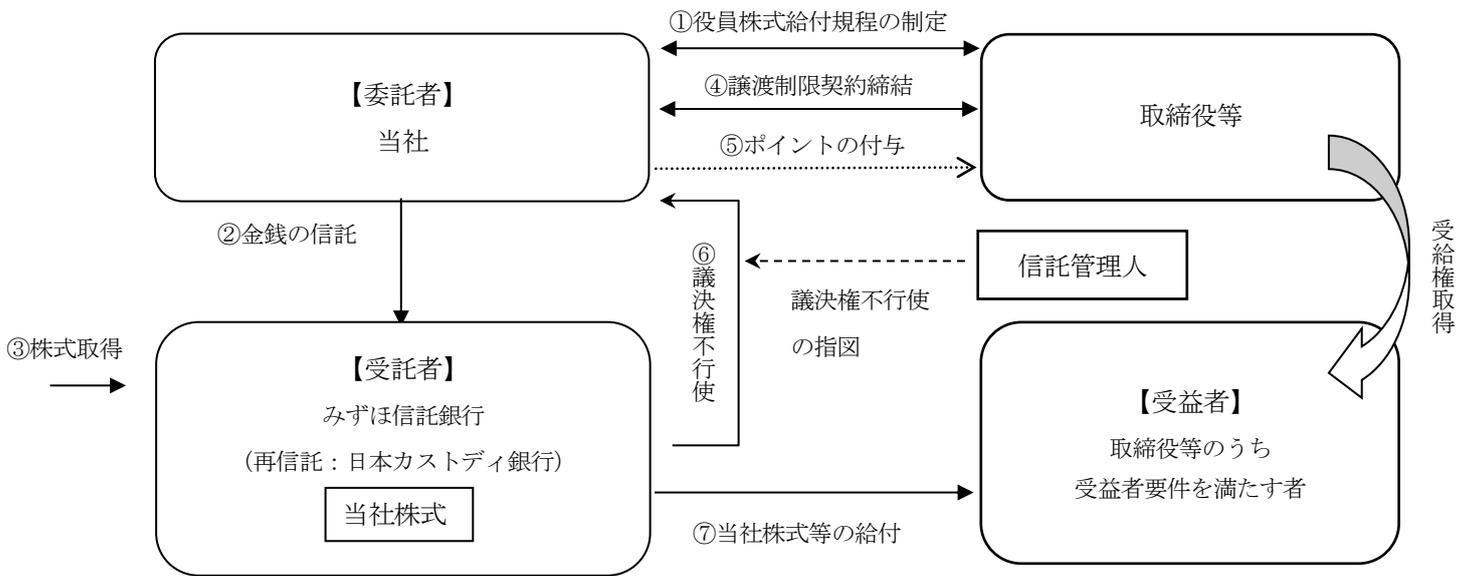
株価意識経営の強化とサステナビリティビジョン 2030 の実現を後押しするため、2025年度より業績連動型 RS を導入することとします。業績連動型 RS は、役職別に定める基準額に応じた基準ポイントに毎期のサステナビリティ評価に応じた係数 (85~115%) を乗じた数の譲渡制限付株式 (RS) を毎期 (各事業年度終了後に) 交付する仕組みとし、交付する RS は退任時まで譲渡できないものとし、交付する RS は 30% はポイントとして留保し、退任時に時価相当額の現金で支給します。

### (ウ) 譲渡制限付株式 (RS)

取締役会議長 (社内取締役) および社外取締役に対し、中長期的な企業価値の向上を意識した経営の監督・助言を促すため、毎期 (各事業年度終了後に) 譲渡制限付株式 (RS) を交付します。交付する RS は退任時まで譲渡できないものとし、交付する RS は、基本報酬 (委員手当・委員長手当を除く) の概ね 10% 程度の金額とします。

本改定に関しましては、独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会で審議を重ねたうえで、取締役会にて決定しております。報酬諮問委員会の審議においては、グローバルに豊富な経験・知見を有する第三者機関 (WTW (ウイリス・タワーズワトソン社)) より審議に必要な情報等を得ています。当社は、今後も、経営環境の変化や株主・投資家の皆様からのご意見等を踏まえ、毎期、役員報酬等の妥当性を審議し、株主総会でご承認いただいた範囲内で、適時・適切に改定を検討してまいります。

<ご参考2：株式給付信託の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ BBT-RS 制度においては、取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任（ただし、取締役等を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役の退任とします）までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等（非業務執行取締役および社外取締役を除きます）が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、毎年一定の時期および退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上